

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.101 20.103 箇条 22 22.101 22.102	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 機器は、操作者対面制御装置を備えていなければならない。 20.103 燃料タンク エンジン区画内又は隣接して燃料タンクがあり、過度の温度を生じる可能性がある場合、タンク及び／又は充填部の配置は、電気的システム及び排気システムから分離しなければならない。 箇条 22 構造 22.101 機器は、床から貫通した物体によって、その安全性を損なうことがないような構造でなければならない。 22.102 クラス 0Ⅱ 機器、クラス I 機器及びクラス II 機器は、過電圧カテゴリ III による全極遮断を確実にする主電源絶縁スイッチを備えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.104	22.104 使用者によってタイヤを交換することを意図する場合、機器は、車軸から車輪を取り外す前に使用者が車輪を分離するのを防止する装置を備えなければならない。	
				22.105	22.105 ガード 固定されたガードは、工具を用いてだけ開放又は取り外すことができる機構によって固定しなければならず、固定具なしでその位置に在り続けることができてはならない。	
				22.108	22.108 操作者に個人用保護具の使用を要求する機器は、制御装置を安全に操作できるように設計しなければならない。	
				22.109	22.109 燃焼エンジンをもつ機器は、エンジンの排気が直接操作者の方に向いてはならない。	
				箇条 24	箇条 24 部品	
				24.101	24.101 自己復帰形温度過昇防止装置を備えたモータをもつ機器は、過電圧状態の下で確実に動作しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.106	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.106 機器は、間違った据え付けが不安全な状況を引き起こす場合、それを防ぐように設計しなければならない。これが不可能な場合、適切な据付けに関する情報を、その部分及び／又は外郭上に直接示さなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15 15.101 箇条 21 21.104 21.105	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.101 吸水清掃機器のモータ駆動清掃ヘッドは、通常使用中に接触する液体に対する耐性がなければならない。 箇条 21 機械的強度 21.104 通電ホースは、屈曲に耐えなければならない。 21.105 通電ホースは、ねじりに耐えなければならない。ホースは耐電圧試験に耐えなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 6 6.1	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器及びその附属品は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかでなければならない。 － クラス 0I	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 7 7.12 7.12.101 箇条 25 25.1	ー クラス I ー クラス II 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書には、この機器は、補助を必要とする人（子供を含む）、又は経験及び知見の不足した人が使用することを意図していないという趣旨、等を記載しなければならない。 7.12.101 取扱説明書には、製造業者の経験上起こり得る、機器の不適切な使用方法に関する警告を含め記載しなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 IPX7 の保護等級に分類される機器は、機器用インレットをもってはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、次のタイプの中のいずれか一つでなければならない。 ー ポリクロロプレン被覆 ー ポリ塩化ビニル被覆 ー 耐熱ポリ塩化ビニル被覆 ー キャブタイヤコード又はキャブタイヤケーブル	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 箇条22 箇条25 25.22 箇条26	箇条8 充電部への接近に対する保護（第1部の規定による。） 箇条22 構造（第1部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条26 外部導体用端子（第1部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 13.2	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 幾つかのモータを同時に運転できるクラス I 機器の漏えい電流は、規定の値以下でなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.6	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.6 機器は、水又は洗剤の泡がモータに浸入する又は充電部に接触することを防止するような構造でなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.35	らない。 22.35 被覆部分は、要求される絶縁が維持できないほど縦方向に縮んではならず、又は剥がれてはならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 箇条19 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第1部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する、又は短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.102	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 傷害を引き起こす扉、蓋、カバーなどの意図しな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		な設計その他の措置が講じられるものとする。			い閉じる動作及び下がり動作を防がなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 21.1 21.102 21.103 21.105	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.1 機器並びにその構成部分及び付属品は、適切な機械的強度をもっており、通常使用時、輸送中、組立中、分解中、廃棄中及び機器を伴う行為中に予期される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。 21.102 通電ホースは、ホースの押し潰しに耐えなければならない。 21.103 通電ホースは、摩耗に耐えなければならない。 21.105 通電ホースは、ねじりに耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.103	第 1 部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.103 電池をもつ機器は、電池から漏れた電解液がこの規格の要求事項への適合を損なわないような構造でなければならない。	
第 十 三 条	電気用品から 発せられる電 磁波による危	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。） 機器は、有害な放射線を発生してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	害の防止					
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.7 19.9 箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。 (第1部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 箇条22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。) 22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				簡条30 30.2.3	による。)) 簡条30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	簡条 19	簡条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。)) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	簡条 19 簡条 20 20.2 簡条 22 22.10	簡条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。)) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 簡条 20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。(第 1 部の規定による。)) 簡条 22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。(第 1 部の規定による。))	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.11.4 箇条 29	定による。) 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第 1 部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.14	箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第二十条 条第 1 号	表示等(長期 使用製品安全 表示制度による 表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のもの	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>に限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているもの）に限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のもの）に限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安定性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		至るおそれがある旨。				